

令和4年12月9日（金）開催

令和4年度  
第9回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

## 第9回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年12月9日（金）
2. 開催時間 午前10時
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 2番 青木一人 3番 野坂時夫  
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男  
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 1番 菊池國廣
6. 出席職員氏名 事務局長 深井 真人 主査 秋田 凌
7. 案 件  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案 第3号 非農地証明願の承認について  
議案 第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見について
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより令和4年12月1日に招集告示致しました令和4年度第9回農業委員会定例総会を開会致します。

皆様ご起立ください・礼・ご着席ください。

本日、出席されている農業委員は6名で、1番 菊池國廣委員が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。なお欠席の届出がありましたことをご報告いたします。また農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 （～会長あいさつ～）

事務局 秋田 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認め、議長より指名致します。

5番 杉山幸進 委員、6番 秋田孝明 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、1ページ及び2ページをお願い致します。

農地法施行規則第21条の規定により相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続3件、19筆 面積38,989㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。  
意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 3ページをご覧ください。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画による利用権設定に係るものが1件の1筆1,481㎡を合意解約するものであります。解約理由は、別の耕作者と農地中間管理機構を活用し利用権設定をする予定があるためです。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 4ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は11月30日(水)に、農業委員3番野坂委員と5番杉山委員、及び農地利用最適化推進委員の浦須内委員と鳥山委員並びに事務局の5名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、ご説明致します。今回の申請は2件でどちらも同一の譲受人でございます。申請地については、まず番号1及び2の1については現在譲受人が利用権賃貸借にて耕作しており、今年は主食用米を作付けしておりました。番号2の2については、譲受人所有の農地が隣接しており農作業の効率化を図るため、売買にて所有権移転し一体的に畑として利用するものであります。申請地の位置図は5ページ及び6ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き現地調査の結果報告をお願い致します。

委員 鳥山 (現地調査結果報告)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。  
質疑なしと認め、これより採決致します。  
本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、7ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は2件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。まず番号1については、譲受人が〇〇〇〇する計画であります。農地区分については〇〇〇〇であります。また、当該地は住宅建築に伴う農地転用の許可基準である敷地面積要件500㎡を超えていますが、

土手及び法面並びに地形上の問題から進入路を設ける必要があることからやむを得ないと認められるため、建築面積は414㎡とし平面図にて建蔽率20%以上となることも満たしていると確認しました。また、県の担当者へも事前に確認済みであります。

次に、番号2については、譲受者が〇〇〇〇として一時的に利用する計画となっております。申請地の位置図は8ページ及び9ページにあります。参考に別紙①と②も配布してありますのでご確認ください。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き銀地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 鳥山 (現地調査結果報告)

委員 浦須内 (現地調査結果報告)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 秋田 10ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明いたします。今回の申請は1件の1筆でございます。申請の内容については、相当前より山林原野化しており地目変更を希望するものであります。申請地の位置図は11ページにあります。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 浦須内 (現地調査結果報告)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、議案第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 12ページ及び議案第4号別紙をご覧ください。

議案第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見について、ご説明いたします。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に係る変更について、同法施行規則第3条の2の規程により農業委員会へ意見を求めるものであります。今回の内容は除外が210件となっております。

それでは、担当者より概要等の説明をいたします。よろしく申し上げます。

産業振興課佐藤 （農振除外説明）

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第4号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和4年度第9回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年12月9日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 杉山 幸進 ⑩

議事録署名者 秋田 孝明 ⑩